

学校法人拓殖大学役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人拓殖大学(以下「この法人」という。)の寄附行為第56条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、この法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 役員報酬等とは、報酬、賞与、退職一時金その他の役員としての職務執行の対価として受け取る財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員報酬等には、職員給与規則に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費(交通費、宿泊費等)及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤役員 報酬、賞与、退職一時金
- (2) 非常勤役員 報酬、退職一時金

(報酬月額算定方法)

第4条 役員に対する報酬月額は、拓殖大学事務職員モデル給(64歳の本人給+1等級最上位号俸の職務給+38年の勤続給)を基礎として、別表1に定める上限倍率を超えない範囲内で理事会が決定する。

- 2 月の途中で就任もしくは退任した場合の報酬月額は、常勤役員については日割り計算とする。非常勤役員については、就任月および退任月の報酬月額を日割り計算によらず支給するものとする。
- 3 役員報酬月額算定において10,000円に満たない額が生じた時は、これを10,000円単位に繰り上げる。

(賞与の算定方法)

第5条 役員に対する賞与は、拓殖大学事務職員の期末手当標準支給率を超えない範囲内とし、財政状況を勘案し理事会が決定する。ただし、常勤役員以外の者には支給しない。

(退職一時金の算定方法)

第6条 常勤役員が退任した時は、次の各号に定めるところにより、退職一時金を支給する。

- (1) 常勤役員の退職一時金の計算は、次の基準による。
$$\{(最終の報酬月額 \times 常勤の年数) + (最終の報酬月額 \times 1年未満月数 \div 12)\} \times 200\%$$
ただし、在任1年未満の者は報酬月額1ヶ月分とする。
- (2) 在任期間の計算は、就任した日の属する月から、退任の日の属する月までとする。
- 2 非常勤役員が退任するときは、退職一時金を支給することができる。支給する場合の

基準は別表2による。

- 3 退職一時金について特別の事情があるときは、理事会の議を経て、支給額を増減することができる。

(役員報酬の支給方法)

第7条 役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月20日(ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、その前日)
 - (2) 賞与 毎年6月及び12月
 - (3) 退職一時金 任期の満了、辞任又は死亡により退職したとき
- 2 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むものとする。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第8条 役員には、別に定める内国旅費規程及び外国旅費取扱内規に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(役員報酬の改定)

第9条 役員の任期中(理事4年、監事2年)は原則として役員報酬月額の変更は行わない。

(公表)

第10条 法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の基準を公表する。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 学校法人拓殖大学役員報酬及び退職金規程(平成3年5月11日制定)は廃止する。
- 3 役員報酬に関する内規(平成10年12月17日制定)は廃止する。
- 4 この規程の施行の際、現に在任する総長にかかる役員報酬等は令和3年3月31日までは、なお従前の例による。

別表1（第4条関係）
役員報酬月額上限倍率
（事務職員モデル給678,500円を1とした倍率）

理事長	1.4
専務理事	1.3
常務理事	1.2
常勤理事	1.0
理事	0.36
常任監事	0.8
監事	0.36

寄附行為第6条第1項第1号（設置する学校の長及び事務局長）及び第2項（教職員のうちからから選任された者）に定める理事には、理事手当として月額5万円を支給する。

別表2（第6条関係）
非常勤役員の退職一時金支給基準

在任年数	金額
4年以上	1,500,000円
2年以上	1,000,000円

ただし、非常勤理事から継続して常勤理事に就任した場合には、これを適用しない。

また、寄附行為第6条第1項第1号（設置する学校の長及び事務局長）及び第2項（教職員のうちからから選任された者）に定める理事には、支給しない。